



LINE UP

CONTENTS

- **信用を大事に** 1P
長崎オフィス所長よりご挨拶
- **ご相談承ります!** 2P
- **長期借入金と短期借入金の見直しにより
財務バランスを改善しましょう** 3P
- **税務カレンダー・相談役からの一言** 4P
- **令和4年度 税制改正大綱 (法人課税・消費課税編)** 特別編1-2P
- **IT導入補助金2022について** 特別編3-4P



Message

信用を大事に

2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻を開始しました。戦争で現状変更、ストレートに言えば領土を奪う、という行為が今の時代に行われるとは信じ難いですが、現実には多くの犠牲者が出ています。双方の犠牲者に哀悼の意を捧げると共に、早急に平和が取り戻されることを切に願います。

この戦争がどのような結末を迎えるのかわかりませんが、一つ確実なのは、この戦争でロシアという国家の信用は大きく損なわれるということです。軍事的に警戒されることはもちろん、ロシアと、ウクライナを支援する国々の間で経済制裁の応酬となっていますので、将来に渡って企業もロシアへの投資は慎重になるでしょう。戦争が終われば戦争そのものによる直接の損失は止まりますが、信用を失ったことによる損失は長くロシアを苦しめると思います。

松下幸之助氏は生きる上で大事な二つのこととして、一つは自分が置かれた環境を幸せだと考えること、そしてもう一つの大事なことは信用を大事にすること、と語っていたそうです。前者はここでは触れませんが、後者の理由は、信用は得るには時間がかかるが簡単に失う、そして失った信用は簡単には取り戻せない、というものです。個人的には、取り戻せるかどうかは失い方にもよると思います。ミスや失敗によって失

れた信用はその後の努力で取り戻せても、悪意を伴う意図的な行為によって失った信用は取り戻せないでしょう。ロシアは今回、悪意(プーチン大統領にとっては違うかもしれませんが)を伴った意図的な行為で信用を失ったので、取り戻すのに長い時間がかかると思います。

ビジネスにおいては、信用できない相手と取引しようとはしないでしょう。多くの企業が存在する都会では一期一会の関係が多いので相手を信用できるかどうかを確かめることが難しいですが、地方では人も会社もどこかで繋がっており、信用できる相手かどうかを間接的に確認することができます。地方においては、信用を築き守ることが非常に大事だと思います。

弊社も、創業からまもなく42年になります。その間に先達が築きあげた信用を大事にして、これからも誠意をもってお客様の支援をしていきますので、今後ともよろしく願いいたします。



内田会計グループ 代表
長崎オフィス 所長

税理士 内田 佳伯

ご相談承ります！

新日本保険新聞、直近6か月間において注目すべき記事のタイトルをご紹介します。

株式会社 内田会計事務所

FP 事業部 部長

島田 隆

保険税務そここが知りたいQ&A

- 保険料贈与による契約の課税関係
- 家族全員が相続放棄した!? - 遺産に係る基礎控除の適用あり - 配偶者が相続放棄しても相続税の軽減受けられる
- 相続放棄と限定承認の違い
- 契約者貸付金がある場合の受取保険金
- 遺産分割が条件の税額軽減 - 協議が整わなければ適用なし -
- 特定の者への相続財産移転
- 保険金受取人が孫の場合のメリット、デメリット
- 同年に短期退職手当と一般退職手当を受けた場合
- 死亡保険金の計上時期 - 原則は“死亡した日” -
- 死亡保険金とともに支払われる余剰金・前払保険料
- 医療保険金と受取人の親族
- 給与所得者が受け取る満期保険金と確定申告
- 支払事由と受取日が年度をまたぐ保険金 - 満期日が益金算入の時期 -
- 受取保険金は特別受益になるか
生命保険金は特段の事情がない限り遺留分侵害額の請求の対象外に
- 相続時における寄与分等の取扱い
- 法定相続人の受取保険金に適用 - 生命保険金の非課税財産 -



内容が気になる方は、
FP事業部島田まで
ご連絡ください。

中小企業の社長はここが知りたい

- いくらが妥当、役員退職金 - 功績倍率と功労金加算の関係 -
- 養老保険での保険金額の格差限度 - 役員と従業員でどこまで許容されるのか -
- 生命保険を払い済みにしたときの経理処理
- 短期前払費用について - 家賃1年分の前払いは否認されるのか -
- こんなケースは損金になるの? - 退職者を被保険者として継続した契約 -

相続事業承継へのアプローチ

- 遺産分割対策、納税資金対策、節税対策 - 生命保険は3つすべてに関係 -
- 相続と成年年齢18歳への引下げ
- 経営者保険にひと工夫 - 年金支払特約を付けていますか? -
- 相続対策と生命保険活用 - 何から始めればいいのか 資産の一覧表を作成する -
- 「令和4年度税制改正大綱」と相続

FP 知識

- 最近多くなった確定拠出年金の受け取り方法の選択相談
- いよいよ始まる金銭教育の義務化 来年度から高校教育で
- 令和4年度税制改正で贈与税の暦年基礎控除の廃止は見送り
- 所得税に関連する令和4年度税制改正大綱の変更ポイント

あなたの街の年金ステーション

- 夫婦で繰下げの手続きが違う
- 特別支給の老齢厚生年金でよくある勘違い
- 老齢厚生年金と雇用保険の調整について
- 求職の申込みで老齢厚生が止まる
- 障害年金受給者が退職したら
- 繰下げ待機中に夫が亡くなったら
- 年金手帳について
- 別れた夫が亡くなった場合の遺族年金
- 付加年金について
- 65歳からの受給の組み合わせは?
- 来年度から制度が変わる年金繰上げの改正についての勘違い



長期借入金と短期借入金の見直しにより 財務バランスを改善しましょう

株式会社内田会計事務所 総務課
課長 古賀 寛

短期借入 ⇒ 返済期間が1年未満のもの
長期借入 ⇒ 返済期間が1年以上にわたるもの

●正常な運転資金

①売掛債権(売掛金+受取手形)+②棚卸資産(在庫や半製品など)-③仕入債務(支払手形、買掛金)

※流動資産・流動負債は、1年以内で回るものであるため、理想は、短期資金で調達することが望ましいです。
※むやみに運転資金を長期借入で賄うと返済額が大きくなります。(但し、赤字等で資金繰りが苦しい場合は、資金繰りを安定させるための長期借入の導入を検討する必要があります。)

現金・預金	50	買掛債務	③80
売上債権	①300	短期借入金	1,000
棚卸資産	②1,500	その他	20
その他	150	流動資産	1,100
流動資産	2,000	社債	50
有形固定資産	900	長期借入金	1,550
無形固定資産	50	固定資産	1,600
その他投資	50	負債合計	2,700
固定資産	1,000	資本合計	300
資産合計	3,000	負債・資本計	3,000



長期借入の一部を
短期借入へ

現金・預金	50	買掛債務	③80
売上債権	①300	短期借入金	1,720
棚卸資産	②1,500	その他	20
その他	150	流動資産	1,820
流動資産	2,000	社債	50
有形固定資産	900	長期借入金	830
無形固定資産	50	固定資産	880
その他投資	50	負債合計	2,700
固定資産	1,000	資本合計	300
資産合計	3,000	負債・資本計	3,000

正常な運転資金①+②-③	1,720
(短期借入金)	1,000
短期借入検討可能額	720

長期借入金年間返済額	310

正常な運転資金①+②-③	1,720
(短期借入金)	1,720
短期借入検討可能額	0

長期借入金年間返済額	166

※長期借入を短期借入にシフトすることで、財務バランスを改善することができます。

Calendar

税務カレンダー



4月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA	5月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA
						1	2	1	2	3	4	5	6	7	
3	4	5	6	7	8	9		8	9	10	11	12	13	14	
10	11	12	13	14	15	16		15	16	17	18	19	20	21	
17	18	19	20	21	22	23		22	23	24	25	26	27	28	
24	25	26	27	28	29	30		29	30	31					

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
(4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者がいるときは
4月15日までに関係の市町村長に要届出)
【申告期限】4月15日(金)
- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
【申告期限】5月2日(月)
- 2月決算法人の確定申告
【申告期限】5月2日(月)
- 8月決算法人の中間申告
【申告期限】5月2日(月)



税理士法人内田会計事務所は、
「M & A 支援機関」として登録されました。



M & A 支援機関制度は、中小企業が安心して
M & A に取り組める基盤を構築するために
中小企業庁が創設した制度です。
詳しくは QR コードよりご確認ください！

Column

相談役からの一言

大石新知事誕生！

4月は入学や就職・転職の時期、新たな出会いに期待を膨らませる季節です。

長崎県知事に39歳の大石賢吾氏が当選しました。全国最年少知事の誕生です。課題山積の長崎県ですが若さと新たな挑戦で県民に夢と希望を与えて欲しいと願っています。

長崎県の最大の課題は人口減少です。2021年の転出超過数は5,899人(全国で3番目)、県都長崎市は2,321人の転出超過(全国で8番目)、ちなみに転入が転出を上回ったのは大村市と諫早市でした。人口減少が続く日本です。発想の転換で人口減少の危機に対応することも必要かもしれません。

地域経済学が専門の長崎大学の山口准教授は「各地の自治体が人口減少対策を競うなか、数合わせのような政策は本末転倒」、また「一定の人口減少を前提に行政サービスの効率化を進めていく必要がある。企業誘致やまちづくりでは『どんな地域を目指すのか』ということを行政と市民がともに考え共有し、アピールしていくべきだ」と話をされています。

人口減少だけでなくコロナ禍で経済も低迷しているなか、大石新知事に期待しつつその政策を見守りたいと思います。内田会計グループも「お客様のため、長崎のため、誰かのための会計事務所」(地元紙に掲載)をスローガンに地域経済に貢献できるように尽力いたします。

相談役 内田延佳

内田会計グループのご案内

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士内田佳伯事務所

お問い合わせ・ご相談はこちらまで

095-861-2054 (平日 9:00-18:00)

info@uchida.or.jp

http://www.uchida.or.jp

【長崎オフィス】

〒852-8008
長崎県長崎市曙町4番9号
TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒855-0802
長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556